

一般社団法人阪神医療福祉情報ネットワーク協議会 定款

第1章	総則（第1条―第2条）
第2章	目的及び事業（第3条―第4条）
第3章	会員（第5条―第10条）
第4章	総会（第11条―第19条）
第5章	役員（第20条―第27条）
第6章	理事会（第28条―第33条）
第7章	委員会（第34条）
第8章	連絡会（第35条）
第9章	事務局（第36条―第37条）
第10章	資産及び会計（第38条―第42条）
第11章	定款の変更、解散及び合併（第43条―第46条）
第12章	雑則（第47条）
附 則	

第1章 総 則

（名 称）

第1条 当法人は、一般社団法人阪神医療福祉情報ネットワーク協議会という。

（主たる事務所）

第2条 当法人の主たる事務所を、兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 当法人は、阪神医療福祉情報ネットワーク（以下「h-Anshin むこねっと」という。）の管理・運営及び普及・拡大を通じて、兵庫県の阪神地域を中心にICTを活用し、①医療・介護等関係機関間の医療福祉情報の共有化を図る事により、急性期から在宅医療に至るまで切れ目のない地域連携体制の整備を推進し、地域医療の質の向上、地域包括ケアの構築等に寄与すること、②救急医療を担当する医療機関・行政機関が種々の救急医療情報を相互で共有し、円滑な救急医療体制構築・運営に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 以下の3つのシステムで構成する「h-Anshin むこねっと」の設置、運営、管理に関する事業
 - ①患者情報共有システム
 - ②二次救急システム
 - ③医療機関機能情報システム
- (2) 「h-Anshin むこねっと」を管理・運営・普及・拡大する上で必要と認める事業
- (3) 地域ICT人材の活用・育成に関する事業
- (4) 医療・介護等の関係団体、行政機関等との連携事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した次の個人又は団体

①患者情報共有システム会員

患者情報共有システムにおいて、情報を提供又は参照する医療・介護等関係機関の管理者

②二次救急システム会員

二次救急システムにおいて、情報を提供又は参照する医療機関の管理者

③医療機関機能情報システム会員

医療機関機能情報システムにおいて、情報を提供又は参照する医療・介護等関係機関の団体の各代表

(2) 準会員 当法人の正会員が代表者を務める施設及び団体に所属する個人の内、当法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 自治体会員 地方公共団体（阪神7市1町）の各代表

(4) 特別会員 兵庫県の代表

(5) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の者の入会が認められないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める額を納めるものとする。

(退 会)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議により除名することができる。

(1) 当法人の定款等に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

2 準会員及び賛助会員が前項のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 正会員、準会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会長に退会届を提出したとき。

(2) 正会員である本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。

- (3) 会費を1年以上納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、以下の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び残余財産の処分
 - (3) 合併
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 重要な財産の取得及び処分
 - (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の賦課徴収
 - (8) 理事会が付議した事項
 - (9) 正会員の除名
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子メール（但し、正会員の承諾を得ることを条件とする。）をもって、少なくとも開会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(代理表決)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した正会員は、第17条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の表決権について、特別の利害関係を有する正会員は、該当する議事の表決権を有しないものとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名（又は記名）押印する。

第5章 役員

(種別及び定数)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以上70名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって代表理事とし、副会長をもって執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員及び準会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 役員のうち、役員のいずれか1人及びその親族等の合計数が役員数の3分の1を超えてはならないものとする。
- 4 監事は、当法人の理事及び職員を兼ねることができないものとする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位でその職務を代行する。
- 4 会長、副会長は毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期等)

第24条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員（但し、増員については理事のみ）の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了又は辞任の場合においても、後任者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は総会の議決によって解任することができる。ただし、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問・参与)

第27条 当法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、当法人に功労のある者、学識経験者、特別会員の代表を、理事会で選任する。
- 3 顧問及び参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べるることができる。
- 4 顧問及び参与の任期は、第24条の規定を準用する。
- 5 顧問及び参与の報酬等は、第26条の規定を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 顧問は理事会に出席して意見を述べるることができる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) その他理事会の決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位で副会長もしくは理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に署名（又は記名）押印する。

第7章 委 員 会

(委員会)

第34条 当法人の日常的運営のために委員会を設置する。

2 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 連 絡 会

(連絡会)

第35条 当法人の恒常的な運営のため、自治体会員及び特別会員と当法人役員との連絡会を設置する。

2 連絡会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事 務 局

(設 置)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 その他の職員は、会長が任命する。

(公 告)

第37条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(基金の拠出)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
- 3 基金の拠出者に対する返還は、定時総会が決定したところに従って行う。

第11章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算する場合においては有する残余財産は、兵庫県に贈与するものとする。

(合 併)

第46条 当法人は、総会の決議により合併することができる。

第12章 雑 則

(細 則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人設立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとする。

- 3 当法人が成立した時には、当法人の前身である兵庫県地域医療再生計画事業医療 IT 化ワーキング会議（事務局：尼崎市医師会）が保有する事業及び一切の財産を包括的に譲受する。
- 4 当法人の設立時の正会員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時正会員 黒田佳治 ○○市……
東 文造 ○○市……
西本洋二 ○○市……
安住吉弘 ○○市……
安井隆之 ○○市……
橋本 創 ○○市……